逗子市

案

総合
基幹
個別

学校教育総合プラン（第Ⅴ期）

2019.4－2022.3

～「未来を切り拓く子どもの成長を支えるために」～

21世紀を生きる逗子の子どもの育成

パブリックコメント用

＊内容についてご意見をお願いします。

＊未定稿のため体裁整理、表記統一はされていません。

逗子市教育委員会

逗子市学校教育総合プラン（第Ｖ期）　目次

学校教育総合プランについて
　学校教育総合プラン策定の趣旨
　改定の背景
　学校教育総合プランの性格及び役割
　学校教育総合プラン第Ⅳ期から第Ｖ期への改定にあたって
　学校教育総合プラン（第Ｖ期）のイメージ

学校教育総合プラン
　１　教育環境の充実

　２　「Ⅰ　学習指導の充実」
　　①授業改善の推進
　　②健康体力づくりの推進
　　③体験活動の充実
　　④今日的課題への取組

　３　「Ⅱ　支援の充実」
　　①支援環境の充実
　　②安心できる居場所づくりと絆づくりの推進
　　③問題行動対策・不登校対策の推進
　　④幼・保・小、小・中の連携推進

　４　「Ⅲ　学校組織の充実」
　　①学校・学年・学級経営の充実
　　②研修・研究の充実
　　③信頼に基づいた指導の推進
　　④働き方改革の推進

逗子市学校教育総合プランについて

学校教育総合プラン策定の趣旨

・次代を担う逗子の子どもたちを、中長期的な視点に立って育成する。
（本プランでいう中長期的な視点とは、3~4年ごとに見直しをする中期的視点と数十年後を見据える長期的視点を意味する）
・逗子の教育の拠り所となる土台を明確にする。
・逗子の公立学校が取り組む教育の方向性を示す。

改定の背景

教育委員会では、高度情報化、グローバル化、少子高齢化（人口減少）など社会の急激な変化を踏まえた国の教育改革や本県・本市の動向を見据えて、「次代を担う逗子の子どもたちを、中長期的な視点に立って育成する。」「逗子の教育の拠りどころとなる土台を明確にする。」「逗子の公立学校が取り組む方向性を示す。」ことを目途として、2006年（平成18年）３月に学校教育総合プラン（第Ⅰ期）を策定しました。その後、社会の変容に合わせ３ヶ年毎に改定を繰り返し、この度、第Ⅴ期の策定を行いました。

逗子市では、2015年（平成27年）４月から、24年後の逗子のビジョンを描いた「基本構想」と、それを実現するための８年間の取り組みの内容を定めた「実施計画」との２つから成る「逗子市総合計画」の中で、新しい時代に対応する行政運営の指針を示し、市民との協働によるまちづくりの推進を図っています。その中で教育関係の施策を束ねた政策の柱を『共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち』と位置づけました。さらに、わたしたちが魅力あるまちを創っていく上で最も大切な「人づくり」において、「逗子教育ビジョン」を教育の基本理念に位置付けるとともに、教育施策を進めるうえでの基本方針を示した逗子市教育大綱を策定しました。

一方小・中学校では、現行の学習指導要領のもと、各学校において基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲や学習習慣の確立、豊かな心や健やかな身体の育成のための指導の充実を目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開してきました。こういった中で、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から新学習指導要領の全面実施を迎えます。この中では、「何ができるようになるか」という視点から、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実が求められています。また、この資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直しを行い、「何を学ぶか」を整理し、さらに、「どのように学ぶか」を重視した学習過程の改善が求められています。

教育委員会では、これまで取り組んできた『逗子市学校教育総合プラン（第Ⅳ期）』を見直し、新しい教育改革の動向や逗子市総合計画、教育大綱、教育ビジョンとの関係を踏まえながら、今後４年間の『学校教育総合プラン』を公募の市民をまじえて策定しました。

学校教育総合プランの性格及び役割

『学校教育総合プラン』は、これまで実施してきた本市の教育施策や各学校の取り組みを整理しつつ、これからの逗子の子どもたちに培いたい力をつけさせるため、学校教育の進め方などについて、理念的な考え方を示すのではなく、具体的・実践的なプランとして考えられています。また、中長期的な視点に立って、教育活動を定期的に振り返り改善をしていくＰＤＣＡサイクルを回すことで、より効果的な実践を行うことを狙っています。

プラン策定・改定にあたっては、一年間にわたり教育専門の有識者に指導・助言をいただくとともに、地域や保護者の視点を取り入れるために、公募による市民を加えて検討を進めてきました。

このようにして策定された、このプランの特徴は三点あります。

一点目は、学校現場の教員代表だけではなく市民代表も加わった中で検討されてきたこと。

二点目は、10 年、20 年といった長期的な視点に加え、変わり行く社会情勢や日々進む教育改革に対応できるよう、プランの期間を４年とし、期間最終年度に改めて見直しを図っていく中期的な視点を併せて作成していること。

三点目は、プランに示す内容として、学校教育に関するものを中心に作成していることです。

学校教育総合プラン第Ⅳ期から第Ⅴ期への改定にあたって

これまで、学校教育総合プランでは、『確かな学力』『健康な心身』『豊かな人間性』が、未来を切り拓いていく子どもたちを支える力となることと捉え、この３つを子どもたちに培いたい力と定め、時代背景や社会情勢に合わせ、柱を設定し教育活動を展開してきました。

今回改定するにあたっては、「既に定着していると考えられることは重点項目から外し、まだ今後充実が必要と考えられることやこれから必要と考えられることを中心に、柱立て、項立てをしていくこと。」を一つの大きな視点として確認しながら進めてきました。

このような視点で改定を行った「学校教育総合プラン（第Ⅴ期）」は、子どもたちに前述の３つの力を培うことを「魅力ある学校づくり」を進めることによって進めていくこととし、大きく三つの柱立てで構成しました。

なお、あらゆる教育活動において「教育環境」がその効果に大きく影響してくることから、「教育環境の充実」を３つの柱の土台として位置付けています。

次頁にそのイメージを示します。

学校教育総合プラン（第Ⅴ期）のイメージ

自ら考え、心豊かに
たくましく生きる子ども

【確かな学力】

【健康な心身】
たくましく生きるための健康や体力

【豊かな人間性】
つながりを築く力

魅力ある学校づくり

Ⅰ　学習指導の充実

① 授業改善の推進

② 健康体力づくりの推進

③ 体験活動の充実

④ 今日的課題への取組

Ⅱ　支援の充実

① 支援環境の充実

② 安心できる居場所づくりと絆づくりの推進

③ 問題行動対策・不登校対策の推進

④ 幼・保・小、小・中の連携推進

Ⅲ　学校組織の充実

① 学校･学年･学級経営の充実

② 研究･研修の充実

③ 信頼に基づいた指導の推進

④ 働き方改革の推進

教育環境の充実

① 学校安全の推進　② 教育情報化の推進　③ 地域との協働推進
④ 学校評価に基づく学校づくり

２１世紀を生きる逗子の子どもの育成
「未来を切り拓く　子どもの成長を　支えるために」

1　教育環境の充実

「3本の柱」について、以下の4点をその共通する前提として捉え、「魅力ある学校づくり」を進めていきます。

①　学校安全の推進
②　教育情報化の推進
③　地域との協働推進
④　学校評価に基づく学校づくり

①　学校安全の推進

児童・生徒が安全に安心して登校し、学習できる教育環境の整備に努めます。

学校安全を考えるうえで大切なことは、教職員、保護者、地域が一体となって、子どもたちにとっての危険要素（事故、犯罪（事件）、災害等）を取り除くことです。

学校教育の中で日々行われる授業・行事及び給食の提供など、様々な活動を安全かつ効率的に行っていけるよう改善をしていくことが必要です。事故防止の視点を常に持って様々な教育活動に取り組んでいきます。

また、児童生徒の登下校時における事故防止、事件回避も学校には求められています。これまで同様、防災・防犯教育を計画的に行っていくとともに、保護者・地域とも協力しながらこれまで以上に登下校時の安全確保に向けた対応を図っていきます。

さらに、防災意識の醸成は子どもたちに対してだけではなく、教職員に対しても喫緊の課題であり、校長のリーダーシップの下、計画的な取組を行っていきます。

学校安全の推進には施設設備の整備も必要であり教育委員会のサポートが不可欠です。学校施設の多くが既に40年を経過しており、長寿命化を図る必要があります。計画的に整備を進めていきます。

②　教育情報化の推進

文部科学省では、現行の学習指導要領における教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ、学校・教育委員会の具体的な取組の参考とするよう手引を作成し公表しています。その中で、「教科指導におけるＩＣＴの活用」や「情報教育の体系的な推進」、「校務の情報化の推進」、「教員のＩＣＴ活用指導力の向上」、「学校におけるＩＣＴ環境整備」などが必須とされており、本市においてはこれらの取組が急務といえます。

2020年度から、小・中学校で順次全面実施となる新学習指導要領においては、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されました。そして、今後の学習活動においては、より一層積極的にＩ

ＣＴを活用することが求められ、2017年（平成29年）12月には、文部科学省において「学校におけるＩＣＴ環境の整備方針」が取りまとめられました。

各学校では、これまで整備を進めてきた環境を効果的に活用しつつ、授業での積極的な活用、子どもたちに求められる情報活用能力の育成を意識した授業づくりなどを、すべての教員が行えるようにしていきます。

教育委員会は、各学校に必要とされるＩＣＴ環境の整備を段階的に進めていくなど学校の取組推進のサポートをしていきます。

③　地域との協働推進

これまで学校は「開かれた学校づくり」を推進し、様々な教育課題の解決に向けて家庭や地域社会と連携しながら教育活動に取り組んできました。学校支援地域本部事業が定着し、地域との連携はかなり進んできています。

しかし、社会の変化は10年後の未来ですら複雑で予測困難なものとなってきています。学校は、これまで以上に世の中と結び付いた授業等を展開していくとともに、学校経営にも積極的に地域の視点を取り入れていくなど、あらゆる教育活動で地域と協働していくことが重要です。

学校は、これまでの地域との関係を一歩進め、学校と地域とが子どもたちに培いたい力について幅広く認識を共有することを通して、協働して子どもたちを育てていきます。教科学習や総合的な学習の時間、支援教育における様々な取組、学校・学年・学級経営等、あらゆる教育活動において、地域との協働を目指していきます。

④　学校評価に基づく学校づくり

学校は、教育活動全体について絶えず自己点検・自己評価を行い、その結果を適切に次に反映させていくことで、教育の質の向上を目指していくことが求められています。

本市では、学校教育総合プランにおいて、評価シートを参考例として示し、学校は毎年度自校の教育活動を点検し、翌年度に反映させていくサイクルを回してきました。また、保護者や地域等、学校関係者による外部評価を加え、より幅広い学校評価に基づく学校づくりを行っています。

今後もこのシステムを効果的に活用しながら、時代の変化に合わせ柔軟に教育活動を行っていきます。

２「Ｉ　学習指導の充実」

２０１６年（平成２８年）８月に「新学習指導要領等へ向けたこれまでの審議のまとめ」が取りまとめられました。移行期間を経て、小学校では２０２０年度、中学校では２０２１年度から新学習指導要領が全面実施されます。

新学習指導要領では、各学校における「カリキュラム・マネジメント」を通して、「社会に開かれた教育課程」の実現が示されています。その実現のために次の３点が示されています。

① 何ができるようになるか
② 何を学ぶか
③ どのように学ぶか

これまでも、各学校では「学習指導の充実」に取り組んできたところですが、

特に「どのように学ぶか」では、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習過程の改善が望まれています。受信（聴く）・思考（考える）・発信（つなげる）という一連の流れの中で、知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善が必要です。

これらを踏まえて、各学校がすべての子どもたちに共通した、基礎・基本の定着を図り、また授業の質的改善を図ることで、児童生徒が授業に意欲的に参加し、「学び、理解する喜び」を経験することで、質の高い授業づくりが魅力ある学校づくりとなると考えます。今後、取り組むべき内容として、次の項目を挙げます。

１．授業改善善　　２．健康体力づくり
３．体験活動　　４．今日的課題への取組

学校教育を通して、未来の創り手である児童生徒にとって、必要な資質や能力を育てることが大切です。今後も学習指導の充実を目指していきます。

①	授業改善の推進

情報化やグローバル化など急激な社会変化の中で、子どもたちが未来を切り拓いていくために必要な資質・能力を確実に育成することが求められています。

これまでも本市では、子どもたちに「確かな学力」を育成するために、少人数指導やティームティーチングなど多様な学習形態を活用して基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、思考力・判断力・表現力等を育成するための授業の工夫・改善に取り組んできました。

今後はさらに育成すべき資質・能力を３つの柱（①知識及び技能　②思考力・判断力・表現力等　③学びに向かう力、人間性等）で整理し、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善の取組を活性化させることが必要です。また、各学校においては、教育活動の質を向上させ、学習効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが必要です。

子どもたちが学習内容を自分の人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、まわりの人々と協働しながら、生涯にわたって能動的に学び続けることができるように、取り組みを推進していきます。

具体的行動指針や取り組み例

〇「主体的・対話的で深い学び」の視点から、授業改善、授業研究を推進し、学習の質を向上させる。

〇学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保などを通して、カリキュラム・マネジメントを確立する。

〇多様な学習形態（グループ学習や対話的な学習）を活用し、基礎的・基本的な知識・技能の着実な定着を図る。

〇授業のユニバーサルデザイン化を図り、学級のすべての子どもたちにとってわかりやすい授業をめざす。

〇全国学力・学習状況調査の分析や学習評価（授業アンケート等）を活用し、児童生徒の実態把握に努め、授業づくりに活かす。

〇児童生徒の学習意欲を喚起するような教材・教具、思考が深まるような発問・板書など、学習する子どもたちの視点に立って、授業の工夫・改善に努める。

〇授業についての自己チェックリストを活用し、自らの授業実践についての振り返りを継続的に行い、授業改善に活かす。

等

②	健康体力づくりの推進

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、低下傾向には歯止めが掛かっているものの、神奈川県が目標値とする昭和６１年と比較すると、依然として低い状況がみられます。将来の予測が困難な時代、社会の変化に伴う新たな健康課題に対し、主体的に課題に取り組む学習が必要と考えます。将来どのような職業に就いたとしても健康や体力は重要になってきます。体力は活動の源であり、健康の維持といった身体面の他、意欲や気力といった精神面の充実にも大きくかかわります。その点を踏まえ義務教育では健康体力つくりの基礎を身につけさせ、習慣につなげることに重点を置いていきたいと考えます。また子どもの発達段階を踏まえて身につけたことを実生活や実社会に生かし、豊かなスポーツライフを実現できるように取り組み、その際には年齢や性別及び障がいの有無にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有できるよう配慮することが大切です。

具体的行動指針や取り組み例

〇健康の維持、体力の増進に向け、発達段階に応じた食育・健康教育を推進する。
また研修会等を設定し、保護者との連携を深める。

〇心の健康に関する知識の活用ができるよう、SNS の使用方法やネット乱用防止、情報モラル教育等を推進する。

〇学校における食育の体系化をより進めると共に、生きた教材となる学校給食の活用を図り、季節感を盛り込んだ給食献立や学校給食における地産地消を推進する。

〇薬物乱用防止・喫煙防止教育や交通安全教育、生活習慣病やがん教育など健康に配慮した教育課程の編成を行う中で、正しい知識を身につけさせ将来の自分に関わる出来事であることを認識させる。

〇子どもたちが性に関して適切に理解し、互いを尊重しあい、行動することができるよう家庭・地域との連携のもとで、発達段階を踏まえた適切な指導を推進する。

等

③	体験活動の充実

少子化や地域社会における人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かすことのできない、多くの人々や社会、自然などと直接ふれ合う体験の機会が乏しくなっています。一方で、情報技術のめざましい発展により、コンピュータを使ったシミュレーションなど、実感を伴わずに仮想体験や疑似体験をすることはますます容易になってきました。

子どもたちにとって、五感を働かせて、幅広い直接体験を積み重ねることがきわめて重要であるとの認識から、これまで様々な取組を推進してきました。現実の世界や生活に向き合い、自然や社会、人々とふれ合って感動を味わうこと、困難に直面して葛藤したり、解決の方法を模索したりすることで、豊かな人間性を育み、他者とのよりよい関係を築くことができると考えます。

「主体的・対話的で深い学び」の視点からも、子どもたちが直接体験したことから課題を見つけ、思考し概念化を図りながら、課題解決に向けて自主的に取り組んでいくことができるように、また、その過程において、友達とかかわり合い、協働的に学ぶ喜びを実感できるように、体験活動のより一層の充実を図ることが大切です。

具体的行動指針や取り組み例

〇様々な体験を通して、子どもたちが人と社会等とのつながりを自覚し、他者への関心や愛着、思いやりや信頼感を高められるよう、豊かな人間性・社会性を育成する。

〇自然と直接ふれ合う林間学校や自然体験学習、日常的な体験を通して、自然のすばらしさ、命の大切さを実感できるようにする。

〇地域・社会における様々な体験を通して、多くの人々との交流場面を設定し、それぞれの思いや願いにふれ、自己の生き方を考える。

〇様々な芸術に直接ふれたり、文化活動に取り組んだりする中で、児童・生徒間の交流を深め、豊かな感性の育成に取り組む。

〇直接体験から子どもたちが抱く「なぜ、どうして」という疑問や問題意識を大切にし、何をどうすれば問題が解決するのか考える力を育成する。

〇共有した体験活動をもとに探求的な課題解決学習を進めていく上で、自分と異なる他者の意見も尊重しながら、協働的によりよい学びをつくる。

〇学校・家庭・地域等、様々な人々との交流場面を設定し、場面に応じた対応ができるよう、コミュニケーション力の向上を図る。

等

④	今日的課題への取組

学校教育は教科指導だけではなく、地域社会との連携・協働を通して、さまざまな分野に及んでいます。義務教育を修了したあと、子どもたちが変化の激しい社会情勢の中を生きていくうえで、必要な資質や能力を身につけるために、「知識や体験を通した豊かな人間性」「たくましく生きる力」の育成が、学校教育に求められています。文部科学省が取りまとめた、全国学力・学習状況調査の考察では、「日常生活や社会における問題について、基礎的・基本的な知識・技能を活用して、考察し説明する」ことに課題が見えるとしています。学校教育で培った多岐に渡る教育が、この課題解決への指針となるよう、各学校が積極的に取組んでいくことが必要です。

具体的行動指針や取り組み例

〇地域の特性を活かして、キャリア教育、防災・減災教育、市民性教育、福祉教育、環境教育などに取り組む。

〇特別の教科　道徳が、小学校では２０１８年度（平成３０年度）実施、中学校では２０１９年度（平成３１年度）から実施される。授業の構成や評価の方法など課題が多いなか、各教科や総合的な学習の時間及び特別活動と連携しつつ、意欲的な取組を推進していく。

〇子どもたちが安全・安心な生活環境のもとで生活できるよう、日常的な点検整備や情報収集にあたる。

〇日本各地で起きている自然災害にも目を向け、各学校の防災計画に危険予測・危険回避能力を育成する内容を盛り込む。また地域の実情を知るため、避難所運営訓練に積極的に参加することを促す。

〇義務教育修了後の進路を見据え、子どもたちの社会的・職業的な自立を目指すため、「職場体験」等を計画し、地域との連携強化を図る。

等

３「Ⅱ　支援の充実」

児童生徒の就学にあたっては学校教育法施行令の改定によって配慮事項が変更されたことを尊重した対応が求められるようになりました。平成 28 年 4 月「障害者差別解消法」が施行され、具体的な取り組みが求められるようになり、「個別の教育支援計画の策定及び個別の指導に関する計画の作成の推進」が明記されました。合理的配慮の提供　発達障害者支援法などが改正され、逗子市でも沼間小学校に通級指導教室が設置されました。療育教育総合センターも開設され 0 歳から 18 歳までの切れ目のない支援を行っていくことができるようになりました。子ども発達支援センターでは子どもの発達に係る相談や支援に関する業務を開始しています。今後の取り組む項目は以下の通りです。

１　支援環境の充実
２　安心できる居場所づくりと絆づくりの推進
３　問題行動対策・不登校対策の推進
４　幼・保・小、小・中の連携推進

市内小中学校において「共育」「つながり」を具体化するためには支援教育の一層の充実が必要です。そのためには、学校における教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実、ケース会議や校内委員会で検討した支援の具現化や専門家及び専門機関との連携が求められています。小学校就学前や中学校就学時に子どもたちのライフステージを見通した援助を継続させ、よりよい支援を行うために「支援シート」を活用することが求められています。

すべての児童生徒への支援を行う中「学びにくさ」のある児童生徒の支援に対して学校･家庭･専門機関が連携し、 小･中学校の 9 年間を見通した支援体制を整えることになります。支援教育推進のために就学前教育機関･療育との連携及び情報共有の推進を行うことが大切です。

不登校や問題行動を起こす児童生徒への対応として、不登校対策推進担当者会の開催や生活アンケートの実施により、各学校の各学年での取り組みも行っています。不登校や問題行動は早期発見、未然防止、チームとしての早期対応が求められています。いじめの未然防止の取組の一つに、多くの児童生徒がいじめの被害と加害にも巻き込まれている事実があり、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない潤いに満ちた学級風土をつくりだす、” 居場所づくり” の発想があります。児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる、そんな場所を提供できる授業づくりや集団づくりが、不登校の未然防止になります。主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」 を児童生徒全員が感じとれる" 絆づくり" を進めることで、いじめに向かう児童生徒を減らしていきます。

①	支援環境の充実

障害者権利条約の批准と関連する国内法の整備や、インクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、障がいのあるなしに関わらず、外国人児童･生徒、性的少数者、子どもの貧困など、多様な教育的ニーズへの対応が求められています。市内小中学校において、「すべての子に必要な支援を」というコンセプトで、支援環境の更なる充実を目指します。

そのためには、小学校、中学校における全ての教職員が、支援教育に関する正しい知識を身に付けた上で、インクルーシブ教育を推進していきます。

支援を必要としている子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援の提供方法等について、他機関との連携を図り、専門家の指導･助言を受けると共に、学校全体の取り組みとしてチーム援助が実践できるよう校内支援体制の充実を図ります。

子どもたちの「ライフステージ」を見通したよりよい支援を行うために、学校・地域間の環境を整備するとともに、関係機関との連携による支援を行っていきます。

具体的行動指針や取り組み例

〇教育相談コーディネーターを中心として、援助ニーズのある児童･生徒のアセスメントを行い、校内支援委員会を通じて組織的な対応をする。

〇援助ニーズのある児童･生徒の保護者と共通理解を図り「支援シート」を作成し、義務教育９年間を見通した時系列の支援体制を整える。

〇障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもたちにとってわかりやすい対応を、学級単位だけでなく学年及び学校全体で取り組んでいく。

〇教職員個々が持つ支援教育に関する知識を学校全体で共有する。支援教育推進巡回チームの助言を受ける。支援体制の実態に合わせた見直しを持って継続的な支援を行っていく。

〇必要な援助ニーズに対応するために、学習支援員等との連携や支援教室の効果的活用を行う。

〇通級指導教室・教育研究相談センター・子ども発達支援センター・子育て支援課・児童相談所・特別支援学校の地域支援担当等の専門機関との連携を積極的に進める。

等

②	安心できる居場所づくりと絆づくりの推進

学校は、児童・生徒にとって伸び伸びと過ごせ、安心できる楽しい場所でなければなりません。学級は学習や学校生活の基盤であり、児童・生徒の実態に応じて担任と子どもたちが望む学級像を共有し、ともにつくっていきます。また担任と様々な教職員が連携を図りながら、児童・生徒の規範意識とともに、相手のよさを見つけ、互いに協力しあえる好ましい人間関係を育てることが大切です。それにより、児童・生徒が自己肯定感をもち安心できる居場所が生まれます。学級をさらに充実させるためには、家庭や地域社会との連携を図り、相互交流を通して、児童・生徒理解や指導のあり方について共通理解をしておくことも必要です。一方、学校生活に強い不安を感じている児童・生徒には、校内で情報を共有し組織として対応します。

教職員による居場所づくりの働きかけから、児童・生徒間で自然に「絆」が生まれてくるわけではありません。そのためには、学級活動や行事等で、児童・生徒が主体となり共同の活動が行えるような場や、機会を多く設け、相手を思いやり周りと協調しながら信頼関係を培えるようにすることも大切です。

具体的行動指針や取り組み例

〇学校経営方針を基にした学級経営方針を年度初めに作成している。学級の実態把握や一年間の方針を明確にすることで、より良い学級づくりへの意識を高めている。また、年度始めに経営方針を共有し、年度末に達成状況を振り返り、次年度に生かしていく。

〇学級経営についての自己チェックリストが、逗子市「学校教育 basebook」に掲載されている。解説には、個や集団の見取り方の他に、ソーシャルスキルトレーニング等の対人関係ゲームが紹介されており、様々な教科での活動を通してより良い人間関係づくり・集団づくりを目指す。

〇教員間での情報交換や、教育相談コーディネーター、管理職等による巡回を行って、個や集団の見取りを客観的な視点からも行っていく。

〇児童・生徒のニーズに応じて支援教室や保健室の効果的な活用を行う。また、スクールカウンセラーからアセスメントや、支援方法について助言をもらい、実態把握や対応に役立てていく。

〇児童会・生徒会活動やたてわり活動等の異年齢集団において、また運動会や宿泊学習等の学年・学級集団において、児童・生徒が主体となった取り組みを充実させていく。

等

③	問題行動対策・不登校対策の推進

問題行動・不登校は、情報化が進んだ今日では、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることである。そして、地域・保護者とともに、その未然防止や早期発見・早期対応への取り組みを進めることが、今各学校に求められています。

いじめや暴力行為等の問題行動については、その行動をした児童生徒の背景に何があるのかを理解し、対応や関わり方を変え、適切な行動は何かを児童生徒に問いかけ確認していくことが大切です。また、児童生徒の社会性を育てるために自己の存在が他者にとって役立っていると思える「自己有用感」を育むことが必要になります。

不登校については、その要因や背景が多様・複雑なことから、教育の観点のみで捉えて対応することが困難な場合があります。しかし、一方で、児童生徒に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛けを行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力のネットワークによる支援等を図ることが重要です。

具体的行動指針や取り組み例

〇全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるような学級・学年・学校経営を進め、問題行動・不登校の未然防止へと取り組む。

〇分かる授業づくり、運動会・体育祭、縦割り活動、人間関係づくりワーク等に取り組むことで、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていき、問題行動・不登校の未然防止へと取り組む。

〇いじめや暴力行為等の問題行動の早期発見をするために、児童生徒の小さな変化に気付き、気付いた情報を確実に教員間で共有し、速やかに保護者とともに対応するような学校の支援体制づくりをする。

〇不登校の初期対応として、保護者との密な連携や個別対応や支援教室の柔軟な活用をする等、不登校へと向かわせないことを目的とした取り組みを行う。

〇問題行動・不登校などによる支援が必要な児童生徒に対しては、児童生徒指導担当者や教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制づくりを行う。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの校外の機関と連携しながら組織的・計画的な対応を図る。

〇教育研究相談センター・児童相談所等の専門機関や不登校の児童生徒が居場所としている民間の団体やフリースクールとの連携を密にし、児童生徒一人ひとりの課題に応じた支援を積極的に行う。

等

④	幼・保・小、小・中の連携推進

小学校入学に際して、子どもは期待と同時に不安を抱いています。幼児教育の総合的な学びと育ちの成果を小学校教育に生かすことが、小１プロブレムなどの問題を解決し、学校生活への適応を進めることになります。そのため、小学校と幼稚園・保育園や行政機関と連携を取りながら、幼児期と児童期をスムーズにつなぐ取り組みを進めます。

また、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へうまく適応できず，集団離脱や不登校等につながっていく事態（いわゆる「中１ギャップ」）について、小・中学校が情報交換や交流を行うことを通じて、スムーズな接続を目指す取り組みが大切です。逗子市の小・中学校が抱える児童生徒・家庭・地域の課題を見据え、義務教育９年間を通して教師や学校、地域・家庭が連携し共通の課題に取り組むことで、小学校と中学校間の相互の学びや生活の理解を進めます。

具体的行動指針や取り組み例

〇目指す子どもの姿や育てたい力を明確に持ち、幼児教育で学んだ事を生かして、小学校におけるスタートカリキュラムを推進することによって、幼・保・小が連携し円滑な接続を推進する。

〇幼・保・小での遊び交流やようこそ集会等の連携を図り、さらに接続を見通した教育課程の編成・実施を推進する。

〇円滑な就学や進学に向けて支援シートを活用するため、各校の教育相談コーディネーターが中心となり、保護者を含めた援助者相互の共通理解を図るための協議（チーム会議）を行う。

〇校務支援システムを活用し、児童生徒のよいところの情報を小学校・中学校で共有していく。

〇中学校では学校へ行こう週間などをつかって、小学生が中学校に来る機会を増やしたり、交流授業や部活動体験を通して小学校との連携を図る。

等

４「Ⅲ　学校組織の充実」

学校教育目標を達成するためには、学校が組織として機能する必要があります。この項では、教職員自らが意欲と能力を最大限発揮できる環境を整備し、創造的な組織としての共通理解と意思決定がなされる学校となるために取り組むこととして、

１．学校・学年・学級経営の充実
２．研究・研修の充実
３．信頼に基づいた指導の推進
４．働き方改革の推進

の４点を挙げています。

学校を取り巻く環境が常に変化する中、学校には、その時々の数多くの社会からの要請、児童・生徒や保護者、地域の方々の願いや期待が寄せられています。学校はこうした内外の環境を的確に把握した上で、より良い学校づくり、充実した教育を目指して、学校教育目標を設定します。そして、この目標達成のための具体的な取り組みを設定し、実施します。

かつての教職員には、担当する学級や教科、分掌に熱心に取り組んでいるものの、それらの取り組みが学校教育目標の実現につながっているといった広い視野から教育活動をとらえることが少ないという傾向が見られました。しかし、平成32年度から全面実施となる学習指導要領では、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進が求められています。カリキュラム・マネジメントは、校長が学校のグランドデザインをしっかりと描き、それに基づいて教職員一人ひとりが目指す学校像、育みたい児童・生徒像を共通理解し、その実現に向けて、広い視野に立って教育活動をとらえ直すことによって、有意義に展開していきます。つまり、「学校全体として」という意識を持つ必要性がこれまで以上に高まっているといえます。

また、学校教育の改善・充実のためには、教員が授業や授業準備等に集中し，健康でいきいきとやりがいをもって勤務でき，教育の質を高められる環境を構築することが必要です。「学校における働き方改革」を、家庭、地域等を含めた全ての学校教育に関係する人々の課題意識と理解の下で、早急に進めていきます。

①	学校・学年・学級経営の充実

ここ数年続いた大量退職・大量採用時代を経て、教職員の年齢構成が大きく変わっており、経験豊かなベテラン教職員が持つ教育指導に関するノウハウをいかに若い世代へ継承し、学校全体の教育力を向上させていくかが課題となっています。また、社会の進歩や変化のスピードが速まる中、それに伴って次々生じる新たな教育課題への対応力が求められています。

児童・生徒への指導・支援にあたっては、学級担任一人が課題を抱え込むことなく、学年・学校・保護者等と連携し、学校として組織（チーム）で対応し、行動することが大切です。そのために、教員間でのコミュニケーションを適切に図り、協働できる関係づくりを進めています。

学年で足並みをそろえるべきところと教員の個性や独自性をいかす取り組みとのバランスをとりながら、子どもたち一人ひとりの強みや良さを引き出す学校・学年・学級経営をこれからも進めていきます。

具体的行動指針や取り組み例

〇学校の教育活動全般にわたって、教職員が一丸となり、組織としての指導・支援に取り組む。

〇学級運営に当たって生じた課題に対しても、教員一人が対応するのではなく、学年または学校という組織で対応する。

〇教職員は、学年・学校・保護者等と連携し「報告・連絡・相談⇒確認⇒実行」を適切に行い、学校全体として方針に沿った教育活動を推進する。

〇授業づくりや集団づくりについて教職員の協働を進める。学年会の充実を図り、児童・生徒の指導及び支援について共通理解を深めるとともに、授業改善の取り組みの共有化を図る。

等

②	研究・研修の充実

教員は、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で絶えずその知識・技能を刷新していく必要があります。逗子市では、研究や研修の充実を図ることによって、「学び続ける教員像」の確立に努めます。

教員は、各キャリアステージに応じて求められる資質能力を備えるために、県教育委員会が実施する法定研修、教職経験や職能に応じた研修、専門的な知識・技能に関する研修、市教育委員会が実施する研修、校内研修等に、積極的に参加する必要があります。

また、各学校においては、実践上の教育課題を取り上げて研究主題を設定し、教員が共同で取り組む研究活動「校内研究」を通して、学校の教育目標を具現化し、教育課程の改善を図り、子どもたちの学力向上と教員の授業力の向上を図ります。

具体的行動指針や取り組み例

○教員は、その職責を遂行するために、絶えず研修に努める。

○各学校においては、児童・生徒の実態や地域の特性に基づき、創意ある教育活動を展開するために、実践的な教育研究に自主的に取り組む。

○各学校の研究成果については、発表会等を通じて市内公立小･中学校他各方面に情報提供をし、意見交流を図ってさらに研究の質を高めるよう努める。

○各学校においては、教員の人材育成の観点から、意識的・計画的・継続的にＯＪＴに取り組む。

等

③	信頼に基づいた指導の推進

児童・生徒の望ましい行動を引き出すためには、適切な児童・生徒指導が成立している必要があります。罰や注意、叱責による指導は即時効果が得られ、その場では事態は収束するかのように見えます。しかし持続しないため、根本的な解決とはならず、児童・生徒との基本的な関わり方として、適切ではありません。

適切な児童・生徒指導を成立させるには児童・生徒との信頼関係を築くことが必要です。そのために日常の行動や問題行動などの意図や背景など、児童・生徒理解に努めます。体罰・不適切な指導は絶対にしてはいけないということを再確認し、組織で問題を解決すること、児童・生徒の適切な行動に着目し、その行動について適切に関わることが求められます。

不祥事の防止に努め、積極的な情報開示をして、保護者・地域から信頼される学校づくりを目指します。

具体的行動指針や取り組み例

〇市内の各小・中学校の不登校対策推進担当を中心に、不登校を未然に防止するために、互いのよさを認め合う学級を目指し、「学級における信頼関係づくり」を推進する。

〇日常的な対話を通して信頼関係を深め、児童・生徒理解に努めます。

〇「神奈川県・体罰防止ガイドライン」に則り、逗子市で作成した「人権感覚に関するチェックリスト」を活用し、教職員の人権感覚を高めます。

教職員の不祥事防止に努め、児童・生徒・保護者・地域から信頼される学校づくりを推進する。

〇「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」を各家庭に配布し、教育委員会での集約を受け、体罰・不適切な指導のない学校づくりに努める。

〇各小中学校学校だよりやホームページなどを活用し、積極的な情報開示に努めます。

〇義務教育９年間を見通した人権教育の定着を図る。

〇教職員一同、チームとして活動できるよう職員間での信頼関係づくりを推進する。

等

④	働き方改革の推進

学校現場では、社会環境の変化に伴い、いじめ、不登校や子どもの貧困問題、グローバル教育などの新しい教育への対応など、学校における課題が複雑化・困難化しており、教員の精神的・身体的負担も大きくなっています。

教員が子どもたち一人ひとりと向き合う時間や教材研究の時間などを確保していくとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現させて、高いモチベーションを持って働くことができる職場環境をつくり、全ての教員が能力を最大限発揮できるようにすることは喫緊の課題です。

学校教育における働き方改革の推進にあたっては、家庭や地域と意識の共有を図りながら、学校と行政が、課題を共有し解決に向けて連携していきます。

国や県の動向を鑑みながら、教員の働き方について、業務の効率化を進めるとともに、教員以外でも担うことができる業務に対してはボランティアなどの外部人材の活用を行うなど、教員の負担軽減に向けた様々な取り組みを進めます。

具体的行動指針や取り組み例

〇教職員の長時間勤務の看過できない実態の改善に向けて「今できることは直ちに行う」という認識を教育に携わる全ての関係者が共有し、それぞれの立場から、学校における働き方改革を進める。

〇学校行事や部活動の在り方等について検討する。

〇校務系ネットワーク（校務支援システム・and.T）を効果的に活用し、校務処理の一層の迅速化、効率化を推進する。

〇教員のメンタルヘルスについては、セルフケアだけではなく、管理職が行う職場環境等の改善と相談への対応（ラインによるケア）及び連携する外部機関の保健スタッフ等によるケア（産業医、衛生管理者などによる専門的ケア）等、組織的な方策をとる。

等